

確定申告の決算を終えて

28年分の確定申告も、税理士法人堀口会計の協力を得て、終わることができました。電子申告が普及し、現在ではほとんどの会計事務所で実施されています。また税務署へ行って申告される場合でも、パソコンをたたいて計算提出です。本当に便利になりました。膨大な電子データを処理する税務当局も大変です。今年からマイナンバーを記入して提出です。まだ本格的ではないようですが、ほとんどの所得が把握できるようになるでしょう。資料の保存も紙ベースではなく、電子データとなりつつあります。私たちもパソコンやスマホを利用できる方には、メールでやり取りができるように協力をお願いしています。

家族信託のアンケートの協力ありがとうございました。興味があるとお答えいただいた方々は約2割くらいおられました。まだ事例も少なく小生自身も勉強中ですので、今後具体的な情報を提供していきたいと思います。加齢や病気のため、銀行・役所など本人確認がますます厳しくなります。決算資料の収集にも本人確認が厳しくなり、実際なかなか集まりにくくなっています。契約更新や銀行取引の出金など、家族が代理で行っていますが、相続が開始するとできなくなります。また認知症になるとますます契約もできません。後見人の制度を利用することになりますが……果たして万能ではありません。

ケース1【定期預金から普通預金に変更するだけなのに…】

依頼者は68歳のA様。母親(95歳)は認知症が進行し、5年後ほど前から特別養護老人ホームに入居されていました。介護費用や施設利用料といった支出が年金収入をやや上回っていましたが、金融機関に普通預金300万円と定期預金が300万円があり、財産管理を担っていたA様としては金銭面では特に心配はしていませんでした。しばらくして、母親の普通預金の残高が4ヶ月後にはゼロになると思い、母親の定期預金300万円を解約し、普通預金に振り替えようと銀行に足を運びました。すると、窓口担当者に「お母さまが認知症でしたら、成年後見人でないと解約できません。」と言われました。A様としては定期預金を普通預金に振り替えるだけで、自分がお金を使うのではないこと、今までは自分が母親に代わって金融機関に足を運んで支払の手続きをしてきたことを説明しましたが、金融機関の回答はただ、「成年後見人でないとできない」との一点張りでした。そこで、成年後見人の選任申立てに

ついて、相談にいられました。A様は大変ご立腹で、ご自身が母親の財産管理だけでなく身の回りの世話もしてきているのに、なぜ成年後見人を選ぶ必要があるのか、私が悪事を働くとでも思っているのかという具合でした。

本来はお母さまがご自身で財産管理をする必要があるけれども、それができないのでA様がそこをサポートするのが成年後見制度であること、金融機関も本人確認、意思確認を行わなければならないので、そのような対応をしたのだらうと説明しました。

その後成年後見人候補者とする申立書作成の依頼を受けました。その際次の3点を説明しました。

- ① 後見人は裁判所が選任するので、申立書にはA様を候補者とするが必ず選任される保証はなく、司法書士や弁護士が選任される可能性があること。
- ② またその場合には母親の財産から報酬を支出する必要があること。
- ③ 成年後見人の業務は普通預金口座へ振替えが終わった時点で終了するのではなく、母親が死亡するまで続くこと、そして終了するまで裁判所に報告書を作成・提出しなければならないこと

A様にしてみれば、第三者である成年後見人に財産管理を委ねたうえに報酬まで取られて母親の財産が減少してしまうかもしれないこと、また自身が成年後見人に選任されたとしても裁判所に管理されることとなり、想像以上に話がおおきくなり、驚かれているようでした。

「私がずっと母の面倒をみてきているのに、いきなり第三者が後見人になって介入されるのはいやだ。それに自分でできるし実際にしてきたことなのに、わざわざ報酬を支払ってまで他人にしてもらうことなのか。報酬を払うことで母の預金が底をつくのも早まるのも納得できない。」と批判的な思いでした。

さて、皆様はどのようにお考えでしょうか。

次頁は家族信託の仕組みを図示しました。